

# 札幌の社会保険労務士様対象

経営者が必ず知っておきたい労務トラブル対策

もう退職トラブルで悩まない！

# 退職勧奨の実務 徹底解説セミナー

こんなお考えを持つ社労士の先生方へご参加をお勧めいたします！

- ✓ 従業員の解雇・退職に関して相談を受けるが、適切なアドバイスができず困っている
- ✓ 自分のアドバイスで裁判に発展してしまったどうなるのか不安である
- ✓ 自分でも退職勧奨のアドバイスをできるようになり、クライアントにサービスを付加したい

日時

2018年 **11月19日** (月)  
14:30～17:00

参加費用  
**無料!**

会場

コンチネンタルビル 4階会議室  
地下鉄東西線西11丁目駅より徒歩4分5秒  
駐車場あり(有料)



講師

弁護士 前田尚一  
(札幌弁護士会所属)

## 【経歴】

岩見沢市に生まれる。北大法学部卒業  
平成元年 弁護士登録  
平成5年 前田尚一法律事務所開設  
STV「どさんこワイド」UHB「のりゆきの  
トークDE北海道」、HBC「カーナビ  
ラジオ午後一番!」ほか出演  
財界さっぽろ「会社を守る法律講座」連載中  
J R札幌病院倫理委員・臨床研究審査委員  
元・北海道大学法科大学院実務教員

“『法律』は、法律を知っている者に味方する!!”  
を信条に、企業、特に中小企業からの依頼に広く応じてきた。経営者の立場から、一般的な労務トラブル・紛争を扱ってきたことに加え、労働組合が関わった労働事件も担当。

最高裁判所で、全面敗訴の高裁判決を破棄させたり、中央労働委員会で、北海道労働委員会の不利益な判断を勝訴的の和解へと切り替えさせた実績がある。

お申込み・お問い合わせ先／前田尚一法律事務所

〒060-0061 札幌市中央区南1条西11-1 コンチネンタルビル9階  
TEL: 011-261-6234 FAX: 011-261-6241 URL: <http://smaedalaw-roudou.com/>

詳しくは裏面を  
ご覧ください。

社会保険労務士の先生方の中には、クライアントから問題社員の対応に関する相談や退職勧奨の同席依頼を受けることがあるかと思えます。近年、問題社員の対応をしたところ、退職後に残業代請求や不当解雇に関する訴訟を起されるケースが散見され、慎重な対応が求められます。

当勉強会では、過去の事例を踏まえ、「退職勧奨」に焦点を当て、退職勧奨のポイントを裁判実務に精通した弁護士の視点から解説いたします。退職勧奨に潜むリスクから、日々の活動における証拠収集のポイント、裁判時に裁判官が下す判決の傾向など、弁護士からしかお伝え出来ないことをお伝えいたします。

## 【当事務所の労働問題研究会のポイント】

- ①使用者側に特化した弁護士が時流に沿った労務トラブルを取り上げます！
- ②労働問題を熟知した弁護士が責任をもって講師を務めます！
- ③実際の紛争トラブルをふまえた就業規則の改定のポイントを解説します！
- ④少人数の勉強会形式なので気軽に質問でき、理解が深まります！

## 参加特典

今回の研究会にご参加の方へ特典がございます。

01 無料相談（初回30分）

02 クライアント様の法律相談初回30分無料

▼さらに、当勉強会を機にアドバイザーサービスを申し込んでいただいた場合

03 就業規則作成アドバイス

04 過去の勉強会、研修のテキストをご提供

## 【過去の研修会アンケート】※一部掲載

4. セミナーはいかがでしたでしょうか？

内容が極めて充実しており役立つ有意義なものでした。  
 前回のシートにも書きましたが、この内容もお伝えいただくのは、2日間では足りぬと思います。

4. セミナーはいかがでしたでしょうか？

有用な資料を多数有難うございました。  
 受講料 2,000円以内、安く思いました。

4. セミナーはいかがでしたでしょうか？

就業規則を作成するにあたり大変参考になりました。正社員の就業規則の作成していない顧問も多数あり、契約社員は、個別の契約とするとしている事から、今後の見直しが必要で。



ファックスでお申込みの方は、  
 下記欄にご記入いただき、  
 右のFAX番号までご送信ください。

# FAX. 011-261-6241

参加費用  
無料!

## お申込み締切／平成30年11月19日（月）

※定員に達し次第、締め切らせていただきます。ご希望の場合はお早めにお申し込みください。

## FAX用お申込み欄

貴事務所名		ご担当者様名	フリガナ
ご出席者様名	フリガナ	役職名	
ご住所	〒		
ご連絡先電話番号	( ) -	メールアドレス	

※問題社員とは違法行為をしたり正当な業務命令に従わない社員等をいうものです。社員の人格は最大限尊重されるべきで、違法行為と人格は別のものであり、問題社員という言葉は、社員の人格を非難するものではありません。

SYB